

2019年5月27日

各 位

一般社団法人日本繊維機械学会
会 長 鋤 柄 佐 千 子

消費税の扱いについて

本会が発行する請求書等の消費税の扱いは次のとおりです。

1. 消費税対象外（不課税）となるもの
 - ・年会費（正会員費、学生会員費、賛助会員費、維持会員費）
 - ・年次大会参加費（本会会員のみ）

2. 消費税の対象となるもの
上記1. 以外

3. 年度について
本会の事業・会計年度：4月1日～翌年3月31日

4. 税率について
 - ・行事参加費（講演会、テキスタイルカレッジ、セミナー等）
2019年9月30日までの開催行事の参加費等：8%適用
2019年10月1日以降の開催行事の参加費等：10%適用

 - ・各研究会の会費（運営分担金等）
2019年4月から2019年9月分の会費：8%適用
2019年10月から2020年3月分の会費：10%適用

ご不明な点などは、事務局までお問い合わせください。

一般社団法人日本繊維機械学会
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル6階
TEL：06-6443-4691 / FAX：06-6443-4694 / E-mail：info@tmsj.or.jp